

文京区有施設等における撮影に関する取扱要綱

25文アア第10329号平成26年3月7日区長決定

一部改正 2020文アア第1035号令和3年3月16日部長決定

一部改正 2021文アア第1333号令和4年2月21日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、区が所有し、又は管理する施設等（以下「区有施設等」という。）において撮影を行う際の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「撮影」とは、映画、テレビドラマ等の商業用撮影をいい、区の広報及び報道を目的として行われるものを除く。

(対象者)

第3条 区有施設等における撮影ができる者は、別に定める撮影規約を遵守する者であり、かつ、当該撮影における責任者であるものとする。

(申請)

第4条 区有施設等における撮影を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として撮影希望日の2週間前までに、撮影承認申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 撮影の目的、内容（シナリオを含む。）等を記載した企画書
- (2) 撮影場所を図示した図面
- (3) 具体的な撮影スケジュール
- (4) 撮影に係る保険証書の写し
- (5) 誓約書（別記様式第2号）

(承認基準等)

第5条 区有施設等における撮影の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 制作する映像作品の内容等が公序良俗に反しないこと。
- (2) 区有施設等の利用者等に不都合が生じるおそれがないこと。
- (3) 制作する映像作品の内容が区のイメージアップにつながるものであること。
- (4) 撮影等が区有施設等の周囲に影響を及ぼす場合は、周辺住民、企業等の了承が得られることが見込まれること。
- (5) 撮影を行うに当たり、専任の現場管理者を配置し、撮影現場の管理を適切に行うとともに、一般の通行人、施設利用者等の支障とならないよう、安全等に十分な配慮がなされること。
- (6) 撮影風景、撮影情報等を区のホームページ等で紹介することが可能であること。
- (7) 原則として、制作する映像作品に「撮影協力：文京区」等のクレジットタイトルを表記すること。

(8) 原則として、区に映像作品を録画した DVD 等又は PR ポスター等関連物の提供等が可能であること。

(9) 区長が指示する事項を遵守して撮影が行われること。

2 区長は、当該区有施設等の管理体制、特殊性等の事情を考慮し、撮影を承認することが困難であると認めた場合は、撮影を承認しないことができる。

(承認)

第6条 区長は、第4条の規定による申請があったときは、前条の規定に基づきその内容を審査した上で、承認の可否を決定し、原則として撮影希望日の1週間前までに、撮影承認（不承認）通知書（別記様式第3号）により申請者に対し通知する。

2 区長は、区有施設等のうち指定管理者が管理を行っている公の施設（以下「指定管理施設」という。）における撮影に係る申請があった場合においては、前項の審査を行うに当たって、当該指定管理者と協議を行うものとする。

(施設の利用に係る申請等)

第7条 前条第1項の規定により撮影の承認を受けた者（以下「撮影者」という。）は、撮影のために区有施設等を使用するに当たり、当該区有施設等が行政財産の場合にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による使用の許可を、普通財産の場合にあっては、同法第238条の5第1項の規定による貸付けを受けなければならない。

2 撮影のために区有施設等を使用する場合における使用料及び貸付料の算定方法は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 区有施設等のうち、行政財産である建物において撮影を行う場合 文京区行政財産使用料条例（昭和39年3月文京区条例第9号）第2条第2項の規定により算定した使用料

(2) 区有施設等のうち、行政財産である土地において撮影を行う場合 文京区行政財産使用料条例第2条第1項第1号の規定により算定した使用料

(3) 区有施設等のうち、普通財産である建物、土地等で撮影を行う場合 普通財産の貸付料算定基準（平成15年6月総務部長決定）に基づき算定した貸付料

(立会い)

第8条 区有施設等における撮影に当たっては、原則としてアカデミー推進部アカデミー推進課（以下「アカデミー推進課」という。）の職員が立ち会うこととする。

(現場管理)

第9条 撮影者は、撮影の内容や規模等に応じて、次に掲げる条件に基づき適切に現場の管理を行わなければならない。

(1) 撮影関係者の氏名及び車両報告書（別記様式第4号）を撮影日前に提出するとともに、撮影の際は、撮影関係者であることを明らかにするため、名札、腕章等を着用すること。

- (2) 区長が承認した所定の場所及び目的以外の撮影及び立入りは行わないこと。
- (3) 区有施設等内の資料等について、事前の許可なくみだりに閲覧、複写又は撮影を行わないこと。
- (4) 撮影終了後、確実に原状回復するとともに、前条の規定により立ち会う区の職員（以下「立会人」という。）の確認を受けること。
- (5) 事故、トラブル等が発生した場合は、直ちに撮影を中止し、適切な措置を講じるとともに、立会人に速やかに報告すること。
- (6) その他区長の指示を厳守すること。

2 撮影者が前項各号に掲げる条件を守らない場合は、区長は、当該撮影を中止させることができる。

（他の制度等との調整）

第 10 条 この要綱の規定にかかわらず、他の法令等の規定により撮影に関する取扱いが定められている区有施設等における撮影については、当該法令等の定めるところによる。

（支援及び協力）

第 11 条 アカデミー推進課は、必要に応じて区有施設等を管理する部局に対する支援及び協力を行い、区有施設等における撮影の円滑な実施に努めるものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、区有施設等における撮影に関し必要な事項は、アカデミー推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 10 日から施行する。